

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2010 年 3 月 1 日 ( 月 ) ~ 3 月 5 日 ( 金 )  
場所 : サーフアーズパラダイス ( オーストラリア )

## 仮議題

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 1 .     | 議題の採択                                      |
| 2 .     | コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項               |
| 3 (a) . | CCFICS の作業にかかる FAO 及び WHO の活動に関する報告        |
| 3 (b) . | CCFICS の作業にかかる他の国際政府機関の活動に関する報告            |
| 4 .     | 海外の監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案<br>( ステップ 4 ) |
| 5 .     | 国内の食品管理システムにかかる原則及びガイドライン原案<br>( ステップ 4 )  |
| 6 .     | その他の事項及び今後の作業                              |
| 7 .     | 次回会合の日程及び開催地                               |
| 8 .     | 報告書の採択                                     |

## 第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時 : 2010 年 3 月 1 日 (月) ~ 3 月 5 日 (金)

場所 : サーフアーズパラダイス (豪州)

### 主要議題の検討内容

#### 議題 4 海外監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案 (ステップ 4)

前回部会(2008 年 11 月)の決定により設置された物理的作業部会は、2009 年 7 月に会合を開催し、修正原案を提示した。この原案は、前回部会で提出された意見も考慮して、内容が整理されており、i) ガイドラインの範囲を監査 (audit) だけに絞らず、検査 (inspection) も含めていること ; ii) 適切と見なす保護水準 (ALOP) について、「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン (CAC/GL 26-1997)」(親文書) にすでに記載があるため、触れないことにしたこと ; iii) 定義について、重複を避けるために、親文書に記載のある定義は全て削除されている。さらに、監査と検査いずれの場合も等しく原則が適用されることが明示され、内容の重複や順番の整理がなされて、基本的に完成度が高いテキストとなっている。

しかし、輸出国の検査認証システムを評価する手段としては " systems-based audit " が最も好ましいと明記されている点などについて、検査を実施するか監査を実施するかについては、状況や目的に応じてケースバイケースで決めるものであり、適切なものを選ぶことが大事であること、また、実際には検査も多く行われている実態を踏まえる必要があることなど、ドキュメントがより適切な内容となるような修正が必要であると考えている。

また、本原案が採択されれば、親文書の既存のアネックスと置き換えることが合意されていることから、既存のアネックスに記載されている事項のうち重要な点 (文書レビューから現場検査に移行するステップが原案では抜けている等) について移行することも検討する必要がある。

以上を踏まえ、かつ日本政府が行っている監査及び検査の実態も鑑み、当ドキュメントが適切なものとなるよう対応したい。

## 議題5 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案（ステップ4）

前回（第17回）部会が決定し、第32回コーデックス総会が承認したこの新規作業の目的は、未だ国内食品管理システムが確立していない途上国だけでなく、すでに当該システムを確立している国の政府の双方にとって役立つ包括的な食品管理システムのフレームワークを提供することである。

国内食品管理システムは、各国で流通する食品の検査体制や、農場から食卓までの一貫した食品生産/流通管理システムを含んでおり、適切と見なす保護水準を達成させるために設けられた諸要件を満たすために、各国政府がこのシステムをどのように構築し運営していくかについて、原則及びガイドラインをどう示していくかがポイントである。

本年7月に開催された物理的作業部会が作成した原案（CX/FICS 10/18/4）がすでに回付されているが、当原則及びガイドラインの対象は、国内食品検査システムに関連するコーデックスの既存文書やその他のレファレンスを考慮して、包括的かつ広範囲に関連事項を網羅する必要がある。よって、個別のパラグラフのテキストの詳細を修正する前に、まずは、ドキュメントの構成の明確化、重複箇所の整理、システムの構築と運営に資する主たる原則と理念の明示、既存のコーデックス文書との関連性、既存の文書がカバーしていない分野の補完などについて、議論することが必要である。

我が国はその書面コメントに示すように、まずは一般的事項の議論を通じてこの原案の構成についてコンセンサスを得ることが最初のステップとして必要であると考えており、各国様々な形式の食品管理システムが存在しうる実態を踏まえつつ、先進国及び発展途上国共に有益となる原則及びガイドラインの作成をめざして、我が国のシステムの実態も踏まえつつ、適切に対応いたしたい。